

離婚家庭に対する 公的助成と保険提案

—将来の変化に対応できるよう、保障ごとに契約を細分化—

夫婦で保険契約する際、夫の保険を主契約とし、特約で妻の死亡保障や入院保障を付帯している家庭が多々見受けられる。円満な婚姻関係を続けている間は問題ないが、いざ離婚となると、夫に突然保障をリセットされてしまった妻は新たに保険に加入せざるを得ないという事態が発生する。このようなケースに対して、離婚者特有の事情を配慮し、公的助成と専門家のアドバイスを活用した保険提案を行う。

顧客プロフィール

北村智美◎32歳

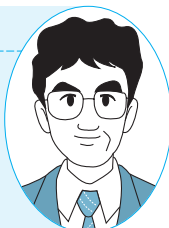
家族 子ども1人（満5歳、男児）
職業 建設会社事務職（勤続3年）
年収 300万円



今月のFP

沢田雄一◎42歳

CFP®。損害保険会社を経てFP事務所兼生損保代理店を設立。専門家とのネットワークを活かしたコンサルティングを中心に、個人向けのセミナーやプランニングを行っている。



離婚による保障の消滅

FPの沢田雄一が、あるNPO法人が主催する「家庭におけるリスクと保険の基礎講座」の講師を務めたときのこと。セミナー終了後、参加者の中で最も熱心にメモを取っていた女性が沢田に話しかけてきた。「女性が世帯主の場合、どんな生命保険に加入したらいいのか」という質問であった。

「女性が世帯主といっても、年齢や家族構成、何を必要としているのかなど、さまざまなケースがありますので一言でこれが良いとは言いかねます。もう少し詳しいことをお聞かせいただかないと…」

「そうですか。加入していた生命保険がなくなってしまったので、どうしたら良いかと思っているんです」

それだけ言って彼女は黙ってしまった。何か込み入った事情でもあるのだろう。会場のざわついた雰囲気ではそれ以上は話しづらいようであった。その場で彼女から個別相談を申し込まれた沢田は、主催者側の了解を得て後日彼女に連絡することとした。

* * *

面談日、時間通りにその女性、北村智美さんは沢田の事務所を訪ねてきた。

「早速ですが、加入していた生命保険がなくなってしまったということですが、どういうことですか」

沢田の目を見ながら、北村さんは話し始めた。

「はい、実は少し前に離婚しまして…。夫名義の生命保険に私と子どもの保障を特約として付けていましたが、離婚時に変更されて保障がなくなってしまったので、これからどうしようかと考えているんです」

「ご自身が契約者となった生命保険契約はなかったのですか」

「ありませんでした。保険に入るときは、将来、離婚することになるとは思ってもいませんでしたから」

「たしかにそうですね」

そう答えながら、「質問にも配慮が必要だな」と沢田は反省した。北村さんの相談内容は以下のとおりである。

相談の概要

- 自分自身と子どものため、保障を考えたい
- 保険会社の女性用保険について教えてほしい
- 公的助成制度には、どんなものがあるか教えてほしい

「分かりました、では現状の確認もさせていただきたいのでいくつか質問をいたします。答えられないことは答えなくても結構です。また、ここでお答えいただいた内容については、今後の提案に使用する以外、他には口外いたしませんのでご安心ください」

沢田はそう説明しながら質問用紙を取り出し、北村さんに記入を求めた。以下の点が確認できた。

現状の確認

- 家族構成………2人 本人 32歳女性
子ども 5歳男児（公立保育園）
- 住 居………賃貸マンション、月額賃料約5万円
（公営住宅に近々入居予定）
- 勤務形態…正社員（勤続3年、社保完、退職金制度有）
- 年 収………300万円（税込み）
- そ の 他………養育費月額3万円

北村さんは離婚後、まったく保障がないことに不安を覚え、とりあえず県民共済に1口加入し、保険会社各社からパンフレットを取り寄せ保障を見直す機会をうかがっていたという。公営住宅に入居が決まり、家賃の負担が今後は軽くなるため、保障について真剣に検討したいとのことだった。また、北村さんの両親は近くにお住まいで何かと手を貸してくれ、同居しないかと勧められているそうだが、彼女は「自立したい」という強い信念を持っていた。

沢田は質問を続けた。

「自立する上で、今不安に思っていることはありますか」

「やはり、自分が入院したときの入院費や収入の減少などお金に関することです」

「他にはありますか」

「自分に万が一のことがあったときの、息子のことです。よく保険会社の営業の人にも、子どものために保障を、と言われるのですが…」

「何か問題があるのですか」

「死亡保障も確かに必要なんですが、自分に万が一のことがあったとき、父親が息子の親権者になるんですよね。」